

令和7年度 第1回大船渡市農業振興対策協議会 議事録

開催日時及び場所

日時：令和7年8月27日(水) 午後2時00分開始、3時00分終了

場所：市民交流館・カメラアホール 多目的ホールAB

○委員出席者（16名中15名）

- ・会長 猪股 岩夫 （大船渡市農業協同組合 代表理事組合長）
- ・副会長 熊谷 玲子 （大船渡市農業委員会 会長）
- ・小向 浩人 （岩手県農業共済組合 理事）
- ・佐々木英幸 （東北農政局岩手県拠点地方参事官室 総括農政推進官）
- ・高橋 真紀 （岩手県沿岸広域振興局農林部大船渡農林振興センター 所長）
- ・伊藤 一成 （岩手県沿岸広域振興局大船渡農業改良普及センター 所長）
- ・「農業者代表」・佐藤 紀子 ・伊藤 裕司 ・細谷 知成 ・朴澤美代子
・廣澤 栄子 ・大和田勝子 ・佐々木陸子 ・及川 建則
・菊地 久寿

○委員欠席者（1名）

- ・佐々木貴大 （岩手県立大船渡東高等学校 教諭）

○事務局（4名）

- ・山岸健悦郎 （農林水産部長）
- ・佐藤 雅基 （農林水産部農林課長）
- ・森 崇 （農林水産部農林課長補佐）
- ・鈴木 英行 （農林水産部農林課農政係長）

1 開会

佐藤農林課長の司会により開会。はじめに佐藤農林課長が委員及び事務局員を紹介し、その後、会議の成立を報告した。（委員16名中、15名の出席）

2 部長あいさつ

令和7年度 第1回大船渡市農業振興対策協議会の開催に当たり、一言あいさつ申し上げます。本日は、御多用の中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

皆様におかれましては、日頃から当市の農業振興をはじめ、市政の各般にわたり格別の御理解、御協力をいただいておりますことに、この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

さて、近年の農業を取り巻く環境は、非常に厳しい局面を迎えております。

気候変動の影響による不安定な気候、生産資材や燃料費の高騰、人手不足や担い手の高齢化など、農業経営には多くの課題が山積みとなっています。

加えて、今年度は特に、米の価格が全国的に高騰している状況が見られます。作付け面積の縮小や昨年の不作、さらには輸送コストの上昇など複合的な要因がありますが、消費者、生産者の双方にとって、大きな影響を及ぼしています。

この状況を解決するため、市におきましても、令和3年度に策定した「第7次大船渡市農業振興基本計画」に基づき、諸課題の解決を目指すとともに、農業経営の安定や、担い手確保等に資する施策の展開を進めているところであります。

本日の協議会は、第7次基本計画の取組状況について、御協議いただくこととしておりますので、委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、委員各位のますますの御活躍と御健勝を心より祈念申し上げ、協議会開催に当たってのあいさつといたします。

3 協議

議長選出までの間、佐藤農林課長が仮議長を務めた。

(1) 会長及び副会長の互選

鈴木農政係長が協議事項を説明。選出方法については、「事務局一任」となり、事務局案は承認され、以下のとおり互選された。

会 長 猪股 岩夫委員（大船渡市農業協同組合 代表理事組合長）

副会長 熊谷 玲子委員（大船渡市農業委員会 会長）

猪股会長が議長を務めた。

(2) 第7次大船渡市農業振興基本計画の取組状況について

鈴木農政係長が資料を説明し、協議後、原案のとおり承認された。質疑等については後述のとおり。

()

大規模林野火災に伴う農地の復旧工事等があるのか。また、異常気象に伴う大きな災害が予想されるが、市としてどのような対応ができるか。

⇒（佐藤農林課長）

大規模林野火災に伴う農地の復旧工事について、今のところ予定はない。大規模林野火災で被害があったのは主に森林、宅地となっている。農地については、火災による被害ではなく、消火活動で海水を散布したことによる塩害を被った農地があるが、関係機関で農地の塩分濃度調査を行ったところ、農地として利用するのに問題ないという報告を受けている。

雨季や台風など大雨となる場合に、今回被災した場所で土砂災害の危険性がないかということについて、木も枯れてしまった場所もあるし、下草もなくなつて地肌が剥き出しになってしまった場所もある。そういった土砂災害の危険性がある場所については、県の治山事業や砂防事業を管轄している部署が事前に危険性のある場所を調査しており、大型の土嚢を設置していただいた。今後、永久構築物である堰堤や砂防ダムを設置して、土砂災害を未然に防ぐといった措置を講じていただくと伺っている。土砂災害対策は県にお願いしている状況であるので、市としては取り組む予定はない。

()

地域計画について、令和7年度は日頃市地区だけで座談会を行うと聞いているが、今年度も8箇所で行うのか。

⇒（鈴木係長）

令和7年度は、市内8地区で座談会を開催し、目標地図に変更がある箇所等を確認することとしている。日頃市地区を取組のモデル地区に設定している。

()

座談会はいつ頃開催する予定か。

⇒（鈴木係長）

稲刈り作業が終わった時期を予定している。10月から11月までの期間で開催したい。

()

ハクビシン等は箱罠で捕まえるが、イノシシはどのように捕まえるのか。

⇒（佐藤農林課長）

イノシシは括り罠で捕まえている。クマはドラム缶2本を直列に並べたような罠で捕まえている。

()

鳥獣被害について、令和7年度は放任果樹木伐採が計画されていないようだが、電気柵のほかに鳥獣を寄せ付けない対策も重要と考えている。鳥獣を寄せ付けない対策について、考えていることがあれば教えていただきたい。

⇒（佐藤農林課長）

鳥獣被害対策としては、放任果樹木を伐採したり、隠れ家となるような草木を伐採したりして、鳥獣を寄せ付けないという方法が一つの対策である。緩衝地帯を設けるといったことが一番大事であるとの認識がある。それから防護網、電気柵を設置して、農作物に被害が及ばないようにする。令和6年度に実施した鷹生地域の放任果樹の伐採については、地域の人や農地所有者と相談しながら進めたものである。令和7年度は、伐採に係る調整が整わなかったため、今後は放任果樹の伐採等緩衝地帯を設けることについて、地域の皆様と相談しながら進めていきたい。

()

スマート農業機器導入支援事業について、予算規模と、農業者への周知はどのようにして行うのか教えていただきたい。

⇒（鈴木係長）

予算額は150万円、補助率は1/2、ドローンと草刈機の購入に係る上限額は1台50万円、オペレーター講習の受講料に係る上限額は1人10万円である。市広報7月号で周知したところだが、今のところ申請がないので、今後、新聞で周知する等考えながら進めていきたい。

()

鳥獣被害について、テレビ等の報道によると、人的被害も多発しているとのことだが、大船渡市のクマの駆除の基準はどのようにになっているか。

⇒（佐藤農林課長）

国の指導に基づいて、全国の自治体が同じような考えで行っているもので、基本的にはイノシシやシカと同じで緩衝地帯を設けて、人に寄せ付けないようにする。来た場合には農作物の被害を防ぐために電柵等を設ける。クマは人間に被害を与える可能性がある。クマが出没したとの通報があった場合は、ハンターが現場に赴いて、現場付近のパトロールと花火による追い払いを行う。市の防災行政無線でクマの出没した場所をお知らせする。併せて大船渡警察署に連絡して、警察官にもパトロールをしていただいている。また、市の教育委員会にも情報を流して、近隣の小中学校や保育園等に連絡いただいている。通常であれば追い払いをすれば、クマが逃げて、その場に戻って来なくなるとのことだが、ハンターの話によると、最近のクマは追い払いをしても、現場に戻ってくる習性があるとのことだった。クマが頻繁に出没するようであれば、クマの罠を設置する。罠の中にはハチミツを原料とした餌を用意して、その中に誘い込んで駆除するというような対応をとっている。

ただし、皆様から銃等で駆除できないのかという問い合わせを頂くが、現状では銃で簡単にクマを駆除できない状況である。例えば半径200メートル以内に住家が10軒以上あるところでは銃を撃っていけないというきまりがある。ご案内のとおり今年9月から法律が一部変わり、緊急銃猟という制度が始まる。緊急銃猟というのは、今まで制限されていた銃によってクマを駆除していいという内容になっているが、クマを撃てる場合が決まっている。クマが居座っている状態や膠着状態となっている場合は撃っていいという内容になっている。大船渡市のクマの発生状況を見ると、膠着状態となるような状況はないので、これまでどおり追い払いと罠の設置を中心として駆除することとなる。

()

市が条例等を改正して、生活を守るような形にできないか。

⇒ (佐藤農林課長)

条例等の改正は必要ではなく、緊急銃猟は市の判断で行えるが、事前に県や警察に協力を依頼して、連携して緊急銃猟にあたるといった指導がある。

()

異常気象により、ピーマンの収穫時期が短くなるが、収穫量に対しての補填はあるか。

⇒ (鈴木係長)

異常気象により、収穫時期が短くなるといった影響に対する市の補助金はない。近年、異常気象が続いていて、ピーマンや果樹、稲も様々な影響が考えられるので、市としても何か支援できることがないか考えていかなければならないという認識である。

4 その他

特になし

5 閉会

佐藤農林課長が閉会を宣言した。